

強化プラスチック船規則

強化プラスチック船規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2023年6月30日 規則 第25号
強化プラスチック船規則の一部を改正する規則

「強化プラスチック船規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.3 船体構造及び艙装に関する通則

1.3.8 船舶識別番号

国際航海に従事する総トン数300トン以上の貨物船には、次により船舶識別番号を恒久的に標示しなければならない。

(1)を次のように改める。

- (1) 鋼船規則 C 編 ~~11.241~~ 編 14.2 の規定 (~~2.3~~14.2.1.2(3)を除く)
- (2) 本会が承認した標示方法により、容易に消えないものとする

17章 倉口、機関室口その他の甲板口

17.1 一般

17.1.1 適用

-2.を次のように改める。

-2. 20.1.1-1.に掲げる FRP 船にあっては、本章の規定にかかわらず、鋼船規則 C 編 ~~20~~章1 編 14.6 及び 14.7 の規定による。

18章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，玄側諸口，丸窓，通風筒及び歩路

18.1 一般

18.1.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. **20.1.1-1.**に掲げる FRP 船には，鋼船規則 C 編 ~~23章~~1 編 14.8 から 14.15 の規定を準用する。

附 則

1. この規則は，2023 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって，2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶